

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年 12月 10日

案件名	高齢者福祉施策の見直しについて																			
所管	健康福祉	局区	保険高齢	部	高齢政策 地域包括ケア推進 中央高齢者相談	課	担当者	内線												
概要	持続可能な高齢者福祉制度の確保を図るため、『高齢者の健康寿命の延伸』に主眼を置き、中長期的な視点に立って介護予防・日常生活支援総合事業の見直しを行うとともに、地域で行う互助の取組等に対する支援を強化するほか、第2次さがみはら都市経営指針・実行計画に位置付けた事業の見直しを行う。																			
審議内容(論点)	1 介護予防・日常生活支援総合事業の見直しについて 2 地域で行う互助の取組等に対する支援の強化について 3 「市単独事業の扶助費等の見直し」に位置付けた事業の見直しについて																			
実施計画の位置付け	あり	施策番号、施策名称及び事業名	施策7 高齢者を支える地域ケア体制の推進「介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター運営事業」																	
審議日	関係課長会議	平成30年 11月 30日	政策調整会議	年	月	日	局・区経営会議	平成30年 12月 12日	政策会議	年	月	日								
日程等調整事項	条例等の調整	要綱 改廃あり	議会上程時期				報道への情報提供	なし												
	パブリックコメント	なし	時期				議会への情報提供	なし												
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等	なし																
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等		調整項目			調整状況													
	打合せ・会議の経過																			
	月日	会議名等		内容																
	H30.3~6	市高齢者福祉施設協議会実務者との意見交換会(全4回)		[現行相当サービス、基準緩和サービス] ・利用実態に合わせた適切な単価設定について ・利用者の状態像に合ったサービスの提供について																
	H30.10.18	地域ケア推進会議		[住民主体サービス・地域ケア会議運営費・移動支援モデル事業] 見直しの方向性等について																
	H30.11.5	関係課長会議		高齢者福祉施策の見直しについて																
H30.11.22	社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会		高齢者福祉施策の見直しについて																	
H30.11.30	関係課長会議		高齢者福祉施策の見直しについて(継続案件・追加案件)																	
備考																				
関係課長会議の結果等	原案を 上部庁議へ付議する。(局経営会議)																			
関係課長会議の出席課・機関等	企画政策課(代理)	経営監視課(代理)	財務課(代理)	交通・地域安全課	健康福祉総務室	地域福祉課	障害政策課	障害福祉サービス課	中央障害福祉相談課	介護保険課	緑高齢者相談課	南高齢者相談課	商業観光課	交通政策課	緑区役所地域振興課	中央区役所地域振興課	南区役所地域振興課(代理)	高齢政策課	地域包括ケア推進課	中央高齢者相談課
主な意見	<p>【関係課長会議】</p> <p>現行相当サービス 現行相当サービスの報酬単価の見直しについては、先般公表した事務事業の精査見直し事業の掲載がなかったようであるが、公表できるタイミングで公表できるよう調整されたい。</p> <p>住民主体サービス 住民主体サービスの訪問型については、福祉コミュニティ形成事業を活用した地区ボランティアセンターで実施している事業内容と対象者(主に高齢者)が重なる部分があるように思われるが、本事業とのすみ分けについてどう考えているか。 住民主体サービスの対象者は、要支援者等となる。また、対象となるサービスは、継続的なサービスであり、地区ボランティアセンターで行っている電球や草むしりといった、単発のものは対象外となる。</p> <p>地域ケア会議運営費 地域ケア会議運営費の活動費について、どこから支出するのか。 地域ケア会議の運営は、高齢者支援センターに委託しており、運営費はセンター委託料に含めている。活動費も運営費と同様に補助金ではなく、委託料に上乗せすることを考えている。額は1地区当たり30万円程度を想定している。</p> <p>高齢者移動支援モデル事業 移動支援モデル事業について、具体的な考え方はあるのか。 現在、買い物支援する移動支援に取り組んでいる地区や社会福祉法人が施設の地域交流スペースを活用した移動支援を検討している地区もあるため、このような取組をモデル事業として協力してもらえないかと考えている。</p> <p>具体的にどのような支援を想定しているのか。 移動支援に取り組んでいるNPO法人から既に市内のいくつかの地域ケア会議では支援を受けているが、こうした専門家によるアドバイザーの派遣などを考えている。</p> <p>既に先行している地区の取組についても、本事業の支援を受けることは可能か。 可能である。既にいくつかの地区の地域ケア会議においては、移動支援について検討を行っているところ。また、地域の移動支援を専門としているNPO法人の助言を受けながら取組を進めている地区もある。モデル事業の対象とする地区については、むしろ、こうした具体的な取組が進んでいる地区の方が支援しやすいものと考えている。モデル事業では、先行して実施している地区の主体的な取組を市が妨げないように支援していきたい。今後、こうした地区にモデル事業への協力を求めていきたい。</p> <p>支援の対象となる地区は、交通不便な地区に限定されてしまうのか、また、モデル事業の対象となる具体的な地区の単位はあるのか。 モデル事業では、地域の実状や問題意識に基づく地域住民主体の移動支援の取組を、市が後方・側方支援するものと考えており、交通不便地区における取組のみを対象とするものではない。対象地区については、29の日常生活圏を想定している。</p> <p>【事務事業調整会議】 各地区においても、様々な課題に対して取組を進めている。高齢者移動支援モデル事業の実施にあたっては、地区の動きを把握しながら取組んでいただきたい。 本事業は、既に具体的な取組が進んでいる地区へのアドバイザーの派遣などを想定している。事業立ち上げの際は、地域活性化事業交付金を活用することも想定される。こうした取組に対して各区役所の支援も必要であり、協力をお願いしたい。 扶助費については、政令指定都市の中でも上から3番目に高い水準となっており、今回のように積極的に扶助費の見直しに取り組んでいただくことが重要である。引き続き、扶助費の見直しに取り組んでいただきたい。</p>																			

事業の具体的な内容

(1) 事業の概要

持続可能な高齢者福祉制度の確保を図るため、『高齢者の健康寿命の延伸』に主眼を置き、中長期的な視点に立って介護予防・日常生活支援総合事業の見直しを行うとともに、地域で行う互助の取組等に対する支援を強化するほか、第2次さがみはら都市経営指針・実行計画に位置付けた事業の見直しを行う。

平成28年度に開始した介護予防・日常生活支援総合事業の事業開始後3年の見直し

事業名	主な見直し内容	実施の効果
A 現行相当サービス	事業所報酬の見直し(月額定額制(包括報酬)から1回当たりの単価(実績報酬)へ)	利用者間の負担の公平性の確保が図られる。
B 住民主体サービス	補助要件の緩和・充実	提供団体の活動や運営の安定化による提供団体の増加が見込まれる。
C 短期集中予防サービス	訪問型サービスの廃止(地域リハビリ相談へ集約)	効果的・効率的に事業を実施する体制の構築が図られる。
D 基準緩和サービス	サービス内容の明確化	多くの事業者の参入が見込まれる。

地域で行う互助の取組等に対する支援の強化

事業名	主な内容	実施の効果
E 介護支援ボランティア事業	対象となる活動場所の拡大	より一層の介護予防が促進される。
F 地域ケア会議運営費	運営費に地域課題解決のための活動費を追加	地域の支えあい活動が促進され、地域課題の解決が図られ
G 高齢者移動支援モデル事業	地域で取り組む移動支援事業が円滑に実施できるよう専門家の派遣など	他地区へ取組を広げる契機となり、移動支援に関する補助制度を設ける試行とすることができる。
H 認知症地域支援・ケア向上事業	・市民主体による普及啓発事業の展開 ・認知症カフェ等への訪問相談の実施	認知症の人にやさしいまちづくりが一層促進される。
認知症高齢者・障害者等徘徊検索サービス事業	GPS端末をより小型で専用靴への付帯も可能なものに変更	利用者への利便性の向上が図られる。

第2次さがみはら都市経営指針・実行計画の「市単独事業の扶助費等の見直し」に位置付けた事業の見直し

事業名	主な見直し内容
J 緊急一時入所事業	要件の適正化、利用期間の設定
K 寝具乾燥消毒事業	要件・対象品目の見直し、利用件数の引下げ(1回当たり6件以内から5件以内へ)
L 緊急通報サービス事業	年齢要件の引上げ(60歳以上から65歳以上へ)

(2) 事業スケジュール

平成30年 12月～ 関係機関・団体等への周知、要綱改正など
 平成31年 4月～ 事業の変更(B、C、D、E、F、G、H、K、L)
 平成31年 8月～ 認知症高齢者・障害者等徘徊検索サービス事業()の変更
 平成31年 10月～ 現行相当サービスの単価の変更(A)、緊急一時入所事業(J)の変更

(3) 事業経費・財源

上記～の見直し等に係る該当事業の概算事業費

	H30予算額	影響額 充実額	自然増加額	H31概算額	備考
特別会計分 (、)	1,351,734	36,193	171,374	1,486,915	地域支援事業交付金を充当し実施
一般会計分 ()	27,601	4,120	3,897	27,378	
合計	1,379,335	40,313	175,271	1,514,293	

(4) 事業実施の効果

持続可能な高齢者福祉制度の確保が図られる
 高齢者の健康寿命の延伸が図られる

庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成30年 12月 10日

案件名	感染症病床の設置にかかる支援について									
所管	健康福祉	局区	保健所	部	疾病対策	課	担当者		内線	
概要	市内で唯一、MERS(中東呼吸器症候群)や新型インフルエンザ等感染症など発生時に入院受入を担うことができる感染症病床を有し、第二種感染症指定医療機関として県知事の指定を受けた相模原協同病院の移転に伴う感染症病床の設置について、市には法令に基づく指針において感染症患者の医療提供体制の整備をする責務があることから、感染症病床の設置費用に係る支援方法などを諮るもの。									
審議内容(論点)	支援の必要性について 支援方法について 補助率について 補助対象経費について									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議日	関係課長会議	平成30年	11月	30日	政策調整会議	年	月	日		
	局・区経営会議	平成30年	12月	12日	政策会議	年	月	日		
日程等調整事項	条例等の調整	要綱 制定あり	議会上程時期			報道への情報提供			なし	
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供			なし		
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等			なし				
検討経過等	関係部局との調整		関係部局名等		調整項目			調整状況		
			財務課、地域医療課		財政支援・財源確保について			支援方法を確認		
	打合せ・会議の経過									
			月日	会議名等		内容				
			H28.9.21	関係課長打合せ		新病院計画に係る市への支援要請の対応について				
			H30.5.29	関係課長打合せ		市が支援する必要性等について				
			H30.10.24	関係課長会議		補助率及び補助対象経費は継続協議				
		H30.11.30	関係課長会議		補助率及び補助対象経費について					
備考										
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。				(局経営会議)			
関係課長会議の出席課・機関等	企画政策課(代) 地域医療課		経営監理課(代) 地域保健課		財務課 疾病対策課			健康福祉総務室		
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕</p> <p>感染症病床の設置費用を医療収入をもって充てることはできないか。 厚生労働省の病院報告によると、病床利用率は2～3%程度、平均在院日数は約8日である。病院の全病床利用率が約80%、平均在院日数が約28日であることから、医療収入が著しく低い病床であることは明らかである。 他自治体において公立病院内に感染症病床を設置している理由はあるか。 平時の病床利用率が低いにも関わらず、感染症発生時に病床が確保されなければならず、病院が採算性を求めることが客観的に困難かつ医療収入をもって運営できる病床ではないことから、政策医療として公立病院が担っている。 本市に無くてはならない施設であり、支援の必要性に異論はないが設置費用の積算は妥当なのか。 現時点では実施設計段階の概算であるが、積算根拠は示されており妥当と考える。 他病院に対し、本市が支援した実績はあるか。 北里大学病院がヘリポートを設置する際に国・県の交付金に加えて市独自の補助金を交付した実績がある。救命救急患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、ドクターヘリ運用等に必要なヘリポート施設整備事業に対し補助をしたものである。 補助率を全部とした理由はあるか。 国及び県補助金要綱では基準単価と基準面積に病床数を乗して算出された額を基準額として、国と県が各々1/2を負担している。補助額は上限が設定されており、整備費用の大半は病院負担である。しかしながら、感染症病床は平時からの病床確保と新型インフルエンザ等感染症の発生時に市民の入院を受け入れる病床であり、市長が行う入院勧告に基づき利用する病床である。 また、当病院は昭和25年から現在まで本市の運営委託等の業務を通じて、医療提供体制を維持してきた実績も踏まえ、本市は新病院移転後も引き続き、感染症病床を設置いただくよう要請していることから、国及び県補助金で賄えない対象経費の全部を交付することは公益上極めて必要な事業として、妥当と考えている。 なお、北里大学病院のヘリポートは、病院が救命救急センターや災害拠点病院の指定要件上、整備したものであると同時に、同病院が設置する救命救急センターは市内唯一の施設であり、市としても充実した救急医療体制を確保するため、必要な経費の一部を補助したものである。</p>									

事案の具体的な内容

1 事案の概要

市内唯一の感染症病床を有する相模原協同病院(以下「協同病院」という。)の移転に伴い、感染症指定医療機関の指定要件となる感染症病床の設置費用について、市には医療提供体制等の整備について責務があることから、支援の必要性などを諮るもの。

2 本市における感染症病床の変遷

- 協同病院の開設者である神奈川県厚生農業協同組合連合会を以下「県厚生連」という。
- 昭和25年 ・旧伝染病予防法に基づき、町立伝染病隔離病舎(20床)を協同病院敷地内に建設
 - ・町が県厚生連へ運営委託
 - 昭和54年 ・協同病院の改築に伴い、A棟5階部分に市立伝染病隔離病舎(40床)を設置
 - ・相模原市が管理運営を県厚生連へ委託
 - 平成11年～ ・伝染病隔離病舎を廃止。(伝染病予防法廃止のため)
 - ・感染症法施行に伴い、感染症医療機関制度の創設。(設置主体は市町村から医療機関)
 - ・協同病院が第2種感染症指定医療機関として県知事より指定(伝染病隔離病舎を感染症病床6床に転用)

3 感染症病床の現状と課題

- (1)協同病院は感染症病床6床を有する市内唯一の病院である。
- (2)病床利用率が非常に低いため、病院経営上は財政負担が大きい。
- (3)感染症病床の施設整備や運営費用は設置主体である病院の負担とされている。
- (4)指定都市及び県内では全て公立病院内に感染症病床を設置している。

4 本市が協同病院に対して支援する理由

- (1)新型インフルエンザ等感染症の重症化予防など、市民の生命を守る上で市内唯一の施設である。
- (2)協同病院は本市の感染症医療に関する長年の運営実績があり、医師や看護師が確保されている。
- (3)市は感染症患者の医療提供体制の整備等の責務がある。
- (4)政策医療として指定都市及び県内の他自治体は公立病院内に設置、各自治体が財政負担している。

5 補助率

市の責務である感染症病床の整備は政策医療であり、感染症病床の施設・設備整備は公益上必要な事業として、国及び県補助金その他寄付金を除く額のうち補助対象経費の全部を交付する。

(理由)

- ・指定都市及び県内の他自治体においては、公立病院内に感染症病床を設置している。
- ・感染症病床を公立病院に整備する場合、一般会計から繰出をしている。
- ・市は県厚生連に対して感染症病床の設置を要請している。
- ・感染症病床は平時から病床を確保しており、発生時は市民が利用する施設である。
- ・病床利用率が低く診療報酬等の収入では初期経費等を賄うことができない。

6 支援方法

- (1)支援方法:施設・設備整備費補助金
- (2)交付の対象:予算の範囲内において、その執行に必要な経費の全部を交付する。
- (3)補助対象経費:
 - ア 感染症病床の施設の整備に要する経費
 - イ 感染症病床の設置に必要な医療機器等の整備に要する経費
- (4)補助事業の実施期間:平成30年度～32年度の建設費は国及び県補助金の交付時期に合わせて、工事進捗率に応じた額を交付する。ただし、医療機器等については整備時期を踏まえ、交付時期や方法は別途調整を行う。

7 今後のスケジュール

- 平成31(2019)年1～3月頃 議会上程(初年度分のみ)、補助金要綱策定
- 平成31(2019)～平成33(2021)年 補助金交付予定

1 高齢者福祉施策の見直しについて

(説明者：保険高齢部長)

(1) 主な意見等

社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会では、どのような意見があったのか。
緊急一時入所事業について、短期入所の稼働率の現状などに関する意見があった。

(2) 結 果

原案のとおり、承認する。

2 感染症病床の設置にかかる支援について

(説明者：保健所長)

(1) 主な意見等

3月補正予算に提案する理由は何か。
工事着手が平成30年度中の平成31年3月であり、工事着手前に交付決定をする必要があるため。
また、国及び県補助金も、平成30年度から交付されることが決定されているため。

(2) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上